

令和4年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和4年6月21日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	10 田中邦利
11 加藤弘文	12 山口伸彦	

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第41号

設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第42号

設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第43号

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第44号

設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第45号

令和4年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第6 議案第46号

令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第7 陳情第6号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

(総務建設委員長報告)

日程第8 陳情第8号

直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、
1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

(総務建設委員長報告)

日程第9 陳情第9号

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見
書の提出を求める陳情

(総務建設委員長報告)

日程第10 陳情第10号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

(総務建設委員長報告)

日程第11 陳情第11号

福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報
酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求め
る意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第12 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第13 報告第11号

専決処分¹の報告について

(追加)

日程第14 議案第47号

工事請負契約の変更について

(追加)

日程第15 議案第48号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第17 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開議 午前8時55分

議長 おはようございます。5分ほど、まだ時間が早いわけでありますけど、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、令和4年第2回設楽町議会定例会2日目を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、6月議会定例会最終日に際しまして、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

国政では、参議院議員選挙の公示がいよいよ明日となりました。7月10日の投開票に向けまして選挙戦が始まってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、今のところ全国的には少しおとなしくなっております。設楽町では、ポツポツと出る状況の中にありますけれども、国では、観光消費を促すための全国旅行支援を計画しているようであります。当町でもこの時期ならではのイベントとして、一昨日、19日にダイワ鮎マスターズが開催されました。また、この季節に開催されていたグリーンパークでのキャンプイベントにつきましては、今年は9月に開催するようですし、津具ほたる祭りは、6月25日土曜日に開催と伺っております。徐々にですが、通常の生活が戻ってくることを期待しております。

次に、公約に掲げておりました、住民との対話を進めるための地区懇談会を7月1日から計画しております。まずは、田口地区を対象に7月いっぱいかけて開催することといたしました。日時や場所は、回覧や広報無線で周知をしてまいりますけれども、より多くの方に参加をしていただきますよう、議員各位におかれましても、御協力いただけるとありがたく存じております。長期戦になりますけれども、順次、全地区で開催するように計画してまいります。

次に、設楽中出身で豊田大谷高校2年の伊藤美結さんが、愛知県高等学校総合体育大会ソフトテニス競技で、個人戦で優勝、団体戦で準優勝と見事な成績を収められました。7月に愛媛県で開催されます全国高等学校総合体育大会——インターハイでありますけれども、に、出場が決定いたしました。先日、本人が御報告に来ていただいたところでありますけれども、町といたしましてもキャノピーに懸垂幕を設置して応援していきますので、皆様も盛大な応援をぜひお願いしたいと思います。

本日は、工事請負契約の変更に係る報告1件、工事請負契約の変更1件、新規1件を追加上程いたしました。初日に上程しました議案と併せて、適切

なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会最終日の審議に先立ち、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 令和4年第2回定例会第2日の運営について、6月13日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会報告11件、委員会の調査報告1件、追加議案は、町長提出3件、継続審査の申出2件です。

順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程11までは、委員会付託案件で、一括上程します。

以上でございます。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第41号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」から、日程第11、陳情第11号「福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和4年第3回総務建設委員会の委員長報告を行います。一部訂正がありますので、最初をお願いいたします。冒頭の開催時間ですけれども、午前9時57分となっておりますが、8時57分に修正をお願いいたします。

令和4年6月7日火曜日、午前8時57分から午前9時37分まで総務建設委員会を開催しました。出席者は、総務建設委員5名全員と、議会事務局長、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、企画ダム対策課長、産業課長、建設課長及び関係職員であります。付託された議案5件、陳情4件を審議しました。審議の結果を報告いたします。

1付託事件、(1) 議案第41号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑、討論の内容は以下を参照願います。

(2) 議案第42号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

(3) 議案第 43 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(4) 議案第 44 号「設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑 3 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑、及び答弁の内容については以下を参照願います。

(5) 議案第 45 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算(第 1 号)」、総務建設委員会所管分です。質疑 5 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑、及び答弁は以下を参照願います。

(6) 陳情第 6 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑 1 件、全員賛成で聞き置くこととしました。質疑、答弁の内容については以下を参照願います。

(7) 陳情第 7 号「直ちに 1 日 8 時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1 日 7 時間労働を目指すことを求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑 1 件、全員賛成で聞き置くこととしました。質疑の内容等は以下を参照願います。

(8) 陳情第 8 号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能充実を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑 1 件、全員賛成で聞き置くこととしました。質疑の内容は以下を参照願います。

(9) 陳情第 9 号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑 3 件、趣旨採択と決定いたしました。質疑の内容等は以下を参照願います。

その他はありませんでした。

審議後、管内視察で道の駅したらを視察し、午前 11 時 45 分に解散いたしました。

以上で、報告を終わります。

5 今泉 おはようございます。令和 4 年第 2 回文教厚生設委員会委員長報告をいたします。6 月 8 日木曜日、午前 8 時 57 分から午前 9 時 37 分、文教厚生委員会を開催しました。出席者、委員 5 名全員、議会事務局長、執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、総合支所長、財政課長、町民課長、生活課長、保健センター長、教育課長、計 10 名。付託された議案 2 件、陳情 1 件について、審議結果を報告します。

審査事件 1、付託事件 (1) 議案第 45 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算(第 1 号)」、文教厚生委員会所管を審議しました。質疑 9 件、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決定いたしました。質疑内容につい

では、お手元の配布資料を見てください。

(2) 議案第 46 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決定いたしました。

(3) 陳情第 11 号「福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」を審議いたしました。賛成多数、3 対 2 で趣旨採択すべきものに決定しました。採択意見等は、お手元の配布を見てください。趣旨採択の意見も見てください。

2 その他、なし。

3 管内視察、委員会終了後、奥三河郷土館を視察し、館長から説明を受けました。

以上。

議長 委員長の報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。議案第 41 号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 41 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 42 号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決いたします。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 43 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 43 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 44 号「設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 44 号を採決します。採決は、起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 45 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 45 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 46 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 46 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 6 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この結論が、全員賛成で聞き置くとするという結論なのですが、これは、全員賛成で否決というふうなことではないのでしょうか。

6 金田(敏) 否決ではなくて、あくまでも聞き置く、この時給 1,500 円という金額があまりにも一般賃金とはかけ離れた数字であるということで、今後の、今の円高うんぬんがありますから、今の時点では聞き置くということに決定いたしました。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり、聞き置くことになりました。

議長 陳情第8号「直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 聞き置くという結論であります。聞き置くというのは門前払いをするということでもありますので、相手にしないよということでもあります。先ほどの陳情につきましても、それぞれ審査はしておるのですから、これは不採択ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

6 金田(敏) 各委員からの意見が出まして、その委員の考えで聞き置くということになっております。ですから、否決か、採択か、聞き置くかということ、いちおう聞いておきましょうということです。否決でもなければ、採択でもないということです。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 これで、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり、聞き置くことになりました。

議長 陳情第9号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を

求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

10 田中 議会運営委員会で、聞き置くというような議案は、そこで仕分をして委員会に付託をするわけですから、委員会はちゃんと審査をしなければいけないと思うのです。その委員会で付託をしたやつを、更に聞き置くというふうにしちゃった理由は何でしょうか。

6 金田(敏) 何度も言いますが、委員からの意見が出まして、聞き置くにしたらいいです、どうでしょうかということで、そこで採決を採っているわけです。それで聞き置くになっているので、審議をしていないという意味ではなくて、聞き置くで委員の皆さんがそれでいいと言っているのですから、理由も何もない、それでいいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり、聞き置くことになりました。

議長 陳情第10号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 趣旨採択にすべきと結論をつけられたわけですが、採択をしなくて趣旨を聞いておくだけで良いと判断をされたのはどういうことでしょうか。

議長 現在陳情第10号の審議をしておりますけど、今の質疑は、先ほどの……

7 金田(文) 失礼しました。間違えました。

議長 陳情第10号につきまして、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

7 金田(文) この件については、私、総務建設委員なのですけれども、趣旨採択では反対の立場で申し上げます。内容を見ますと、私どものような自主財源の少ない小さな自治体にとっては、国に面倒を見てもらうべき事がたくさん

含まれています。ナショナルミニマムということで、保障をしてもらいたいなどと思いますので、自主財源を減らさないで、自分たちのお金で手当をしていくことがなるべく少なくなるように、自主財源が自由に使えるように残しておきたいと思いますので、国に財源を確保してもらおうという内容なので、採択が良いと考えています。

以上です。

議長 現案に対する賛成の討論はございませんか。

4 原田 内容的には十分理解できる部分があるのですがけれども、全体的に全てが良いというわけではないので。例えば、努力をした自治体にはそれなりの恩恵があるとか、その辺のことは、やはり、しっかりしていただきたいと。国ばかりではなくて、地方自治体の努力もある程度必要ではないかなという部分もありますので、私は趣旨採択で良いと理解しています。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

陳情第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 賛成多数です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

陳情第11号「福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

7 金田(文) この場合も趣旨採択になっていますが、趣旨採択というのは、内容はわかりますが、何もしませんという意味ですから、採択をするべきだと思います。設楽町の福祉現場や保育現場の実状を鑑みれば、採択すべきだと思います。よって趣旨採択に反対いたします。

議長 次に、現案に賛成者の発言を許します。

5 今泉 これは、委員会のほうで聞きまして、採択の意見2件、趣旨採択の意見が2件ありました。このような意見を鑑みてみますと、私は趣旨採択の意見

で良いと思います。

議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

陳情第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第 11 号は、委員長報告のとおり趣旨採択することになりました。

日程第 12 「所掌事務の調査報告」を議題とします

ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

4 原田 令和 4 年第 3 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。令和 4 年 6 月 10 日金曜日、9 時 32 分から 12 時 10 分まで。これは、現場施設も含みます。出席者、委員全員 6 名、山口議長、加藤議会事務局長。設楽町からは、土屋町長以下 8 名。国土交通省設楽ダム工事事務所から、真鍋所長ほか 4 名。愛知県豊川水系対策本部、佐藤事務局長以下 3 名。設楽ダム関連事業出張所、益田所長以下 4 名の出席をいただき、委員会を開催しました。

初めに、議長、町長、真鍋設楽ダム工事事務所長、水谷事務局長から挨拶を受け、所掌事務の調査に入りました。

今回は、5 月 17 日、6 月 3 日両日の議会全員協議会で、今年度の予定や、8 年間期間延長の説明を受けましたので、現地視察を中心に委員会を開催しております。まず、視察先の説明を受け、質疑を行います。質疑を行い、1 件の質疑がありました。質疑内容は別紙のとおりであります。

その後、現地へ行き、設楽根羽線、瀬戸設楽線、環境系統保全施設の視察を行い、12 時 10 分に解散をしました。

以上です。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第 13、報告第 11 号「専決処分の報告について」を議題とします。本件について、報告の説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 11 号「専決処分の報告について」を説明しますので、4 ページを御覧ください。

報告第 11 号の「専決処分の報告」につきましては、「設楽町長の専決事項の指定」第 1 項の規定に該当する「300 万円以下の契約金額」の変更が生じ

ましたので、「地方自治法」第180条第1項の規定により、別紙「専決処分書」のとおり令和4年5月23日に専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

本件につきましては、令和3年12月17日開催の議会定例会において、工事請負契約に係る議会議決を得て、本年度に繰り越した「簡易水道配水管移設工事（塩津橋）」であります。

主な変更内容は、愛知県が施工する一般県道和市清崎線の道路改築工事に伴い、設楽町簡易水道施設の配水管を移設するものですが、工事の進捗に伴う現地精査の結果、配水管の延長及び舗装復旧工等、各工種に増減が生じた結果、当初契約金額5,830万円から5,830万9,900円に9,900円増額する変更であります。

主な変更内容につきましては、配水管移設工が、153.1メートルから154.9メートル。ダクタイル鋳鉄管の口径150ミリが、49.8メートルから51.6メートル。舗装復旧工が、28平方メートルから22平方メートルと、数量的には少数であります。変更が生じたので、変更するものであります。

説明は、以上です。

議長 報告の説明が終わりました。

報告第11号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第11号は終わりました。

日程第14、議案第47号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第47号「工事請負契約の変更について」を説明しますので、7ページを御覧ください。

本議案の経緯につきましては、令和3年9月2日の議会定例会において、議会議決を得て、その後、軽易な変更として令和4年3月議会にて専決処分の報告を行い、本年度に繰り越して工事を進めていきましたが、田口地内の簡易水道配水管更新工事(R3-1)に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、町道上原根ノ後線部分の配水管更新工事において、地元調整の結果、施行箇所を仮舗装に変更して通行出来るようにしたこと、また、交通整理員を追加するなど、安全対策に配慮すると共に、工事の進捗に伴い現地精査した結果、岩の掘削量、舗装仮復旧工、舗装復旧工面積などが増加

したことにより、変更前契約金額 7,403 万円から 7,703 万 1,900 円に、300 万 1,900 円増額する変更であります。

主な変更内容につきましては、舗装仮復旧工が、416 平方メートルから 565 平方メートル。舗装取壊工が、181 平方メートルから 243 平方メートル。岩掘削量が 18.2 立方メートルから 57.0 立方メートル。舗装復旧工が、659.0 平方メートルから 669.0 平方メートル。その他、交通整理員の増加、給水管工の増加などに伴い変更したものであります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 8 ページで、お聞きします。8 ページ、6、変更内容のところ、舗装仮復旧工、416 平方メートルから 565 平方メートルになっていると書いてありますが、これは全て国道ですか。

生活課長 国道の部分と根ノ後線の町道の部分と両方ございます。

以上です。

6 金田(敏) 今まで町道は仮復旧がないのに、なぜここだけが仮復旧があるのか、それを説明してください。

生活課長 町道は、下水道の整備工事をまず最初にやりまして、下水道のほうはアスファルト舗装で仮復旧をしております。その隣に簡易水道の配水管を移設しまして、それに合わせるようにアスファルト舗装で仮復旧しました。

以上でございます。

6 金田(敏) 仮復旧をやったのはわかっているのです。普通の町道はやらないのに、なぜここは仮復旧をやったのか聞いているのです。普通の町道では、仮復旧ではなく、砕石路盤で復旧して終わりなのですけども、なんでここはアスファルトで仮復旧したのですか、と聞いているのです。

生活課長 奥に県の施設もありまして、交通量も多くて地元からの要望もございましたので、ここはアスファルトの仮復旧を行いました。

以上でございます。

6 金田(敏) 6 番金田。

議長 4 回目になりますけれども、許します。6 番金田敏行君。

6 金田(敏) 今の答弁ですと、地元からの要望があったからやったということですね。ですから、地元からの要望があれば仮復旧をしてくれると、そういう考えでいいのですね。わかりました。

副町長 今、生活課長が説明をしたとおりののですが、要望というのは、この清崎上原根ノ後線は、町道に入ってすぐの所を、金田議員も知ってみえるとおり、急勾配の所がありまして、そこを砕石で復旧していると砕石が雨等でかなり下がってきまして、かなり地元の方の通行に障害を生じたので、地元からの要望で仮復旧をしたという経緯であります。

7 金田(文) 同じ6番の変更内容について、お聞きします。岩掘削工の量が大幅増えたのですけれども、これは、工事をやっている場所は変わらないと思うのですが、どうしてそんなに増えたのか教えてください。地盤のせいですか。

生活課長 工事の場所が変わったわけではありませんで、掘り進めていったら、そこが、最初は土を想定していたのですが、岩だったということでございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員賛成です。起立全員です。

議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、議案第48号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第48号「工事請負契約の締結について」を説明しますの
で10ページを御覧ください。

議案第48号の「工事請負契約の締結」に係る議案につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の5,000万円以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、6月3日に落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決に付するものであります。

入札に係る「参考資料」を添付してありますので、11ページを御参照ください。

本議案のアグリステーションなぐら改修工事につきましては、6月1日、7社による応札の結果、工事請負金額を9,680万円として、落札者の吉川建設株式会社設楽営業所と6月3日に仮契約を締結しました。

なお、入札の執行状況については、税抜8,974万9,000円の予定価格に対し、落札価格は税抜8,800万円で、その落札率は98.05%であります。

本工事の改修概要につきましては、既存の施設、延べ床面積555.0平方メートルの内装、及び外装の建築工事、照明機器等の電気設備工事、厨房機器

等の機械設備工事、そして舗装工事 685 平方メートルを施工するものであります。なお、詳しい改修工事内容につきましては、産業課長より説明させていただきます。

産業課長 アグリステーションなぐらの改修工事について御説明いたします。

アグリステーションなぐらは、平成 11 年度に完成して、かれこれ 22 年くらい経過して現在に至っております。今回の改修の目的といたしましては、施設運営において課題となる改善点を洗い出して調査した結果に沿った改修を行うという形で行いました。

図面番号が書いてありませんが、1 枚目と 3 枚目を御覧ください。

まず、第 1 点目が、国道 257 号からの視認性の改善。道路側から営業中なのか休業中なのかがわかりにくいという、洗い出しの点ですけど。玄関入り口を道路側正面のセンター部に集約、1 本化を構築し直すということと、看板の修繕と屋外飲食スペースのカラー舗装などが、まず 1 点目でございます。

2 点目。1 枚目と 3 枚目の図面におきまして、公共施設の長寿命化ということで、屋根や壁等の改修を一部行います。

次に、2 枚目を参考に御説明させていただきます。まず、お客さん側の動線の改善というテーマで、物販台や食堂部のレイアウトの見直しと、デッドスペースの有効活用による販売スペースの拡大をまず考えております。

次に、衛生管理の義務化に基づく改善として、厨房の改修がございます。老朽化した厨房設備、自動食器洗浄機、ガス台など、それに伴う水道管やガス管の更新、あと、室内での汚染区域と非汚染区域の間仕切りといった御指導がございましたので、ここの改善点も今回の改修で行います。

あと、防犯機能の強化ということで、入り口の 1 本化でまず防止することと、防犯カメラをもう少しグレードアップするという形で考えております。

あと、最後に店内の床の張替えということで、お客さんの年齢層が高いことを配慮し、滑りにくい床へ張り替えるという改修を行っていきたいと思います。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 48 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 金田(文) アグリーステーション名倉の 2 階のスペースがありましたが、たまにイベント的なことをやられていて見学に行ったこともあるのですが、あそこが比較的デッドスペース、常時使われている状態ではなかったのですが、あのスペースはどのように使われていきますか。もし一般の方に開放するのでしたら、上がって行きにくい、高齢のお客さんが多いということですが、足が悪くて上がり降りが不便だと前から言われておりましたが、2 階についてはどのようになさいますか。

産業課長 2 階へ上がる階段附近の踊り場がデッドスペースになっておりました

ので、2階の使用はしない形で、2階は使用禁止という形にして1階だけで物事をするように改修を考えております。

議長 ほかにございませんか。

1 原田(純) アグリステーションの現在の入り口がある北側のところですが、この図面を見るとおそらく中が見えるように改修されるのではないかとと思いますが、そのところをちょっと詳しく伺いたいと思います。

産業課長 駐車場側の今出入りしている入り口でよろしいでしょうか。その扉につきましては、締め切るという考えでいます。

1 原田(純) 扉もそうなんですけれども、北側の駐車場に面したというところは、倉庫があったり中が全く外から見えない状況になっていると思うのですが、そのところは、外からでも見えるようになるのか、そこを全部塞いでしまおうのかそのところをお伺いします。

産業課長 端的に言いますと、壁ですので、窓にすることはしません。

3 七原 かなり大規模な工事になると思うのですが、これ見ると、営業できない期間があるように感じるのですが、営業しながら改修されるのか、当然床張り替える間だったり、天井を直すといったら足場を組まなきゃならないんで、営業できないと思うんです。その間、仮店舗で営業するとか、工事中の営業の計画を教えてください。

産業課長 今年度当初にアグリの方たちと打合せをし始めております。人件費的な補償とかそういった類もありまして、相談したところ、仮店舗では営業しない。集中的な工事で12月から3月を閉業という形で行いたいという要望を伝えてはおります。最終的な決定は、これから打ち合わせして決めていきたいと思っていますのでお願いします。

11 加藤 詳細な図面が添付されているのですが、この図面の受注はどこがされたのか、どこかに書いてあるのかもかもしれませんが教えていただきたい。

産業課長 去年設計をしまして、山口あきら設計事務所だったと思います。

11 加藤 入札の件なのであれなんですけど、要は名倉の生産組合さんとの打合せがどのくらい反映されているのかなあ、それから、工事が始まってからも、どのくらい設計的に要望が具体化されるのかな、というあたりをもう少し詳しく教えていただければと思いますが。

産業課長 要望等はいただいておりますが、今回は課題として改善点を挙げた内容についての改修ということで100パーセント要望を全てやるという形にはなっていません。できる限りの要望というところは沿いましたが、こちらの考えと、多少アグリの考えとずれた部分については要望どおりになってない部分はあると思います。

10 田中 議事進行について申し上げたいと思うのですが、本来の議案とちょっと離れたところで審議が進んでおります。今、提案されているのは工事請負契約の締結についてという議案であります。その工事請負契約が正しい

かどうかというのを審査するのが本来だと思うんです。このように、建物の構造だとか設計だとか、その背景だとかいう質問が出るのは、あらかじめ全協か何かで提議してそこで十分に審査してもらっておく必要があったと思うのですが、その点は副町長ですか、いかがお考えでしょうか。

副町長 田中議員のおっしゃるとおりでありまして、今回につきましては工事請負契約について審議していただくものでありまして。アグリステーションなぐらの改修につきましては、昨年度委託発注しまして、アグリステーションなぐらに携わっている皆さん方との話し合いは進めてきたところなのですが、議会への報告がなかったものですので、もう一度機会を設けて議会の方にはアグリステーションなぐらの改修工事については説明させてもらいたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。

議案第 48 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 16「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 17「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。令和4年第2回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時06分